

学童保育 就労証明書Q&A (海老名市) 令和6年1月作成

分類	Q	A
全般	就労証明書はなぜ必要なのですか？	学童保育事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象としています。就労証明書等でその確認を行っています。
全般	学童保育を利用するために就労以外の条件はありますか？	疾病、障がい、通学、介護などでも学童保育は利用いただけます。それぞれ証明が必要になりますので、お問い合わせください。
全般	両親ともに提出しなくてはならない書類ですか？	両親ともに必要です。
全般	市の様式を使わなければなりませんか？	内容が具備されていれば、就労先に用意されている様式でも可としています。
全般	就労証明書は誰が記入するものですか？	就労証明書の【保護者記入欄】は学童保育クラブへ入所する児童の保護者が、それ以外の箇所はその保護者の就労先の事業者が記入してください。
全般	自営業またはフリーランスの場合は、どうしたらよいですか？	就労証明書をご自身で作成してください。 また、自営業等であることを証明するため、以下のいずれかを合わせてご提出ください。 ①営業許可証、開業届などの写し ②ホームページやチラシ等の事業を行っていることが分かる資料 ③確定申告書（青色）の写し
全般	提出先はどちらになりますか？	就労先の事業者は保護者にお渡しください。 保護者から学童保育クラブへご提出ください。
全般	年度途中に、提出した就労証明書の内容が変わってしまった場合はどうしたらよいですか？	就労先の会社に変更となった場合は、その都度就労証明書の提出が必要です。 しかし、転勤などによる就労先住所の変更や就労日などの軽微な変更であれば再提出は不要です。
本人就労先事業所	派遣等により、勤務先が短期間で変わることが多い場合はどのようにすればよいですか？	その場合は、証明している事業所の所在地と同じ住所で構いません。
証明欄	証明日はいつが良いですか？	証明書を記入した日付で構いません。
証明欄	代表者印は必要ですか？	不要です。
就労時間	自営業等により就労時間が定まっていません。	ホームページやチラシ等に示されている業務時間を記入してください。 示されていない場合は、自身の働いている平均的な就労時間を記入してください。